

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起<sup>てき</sup>より翌日<sup>よの</sup>まで休<sup>き</sup>日<sup>ひ</sup>は、當<sup>とう</sup>日<sup>ひ</sup>に當<sup>とう</sup>する)

## 目 次

### ◆ 条 例

育児休業に係る給与等に関する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

### ◆ 訓 令

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

育児休業に係る給与等に関する条例をここに公布する。  
昭和五十一年四月一日

## 条 例

鳥取県知事 平林鴻三

### 鳥取県条例第二十四号

育児休業に係る給与等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法

律第六十二号)に基づく育児休業(以下「育児休業」という。)の許可を受けた職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。以下同じ。)の給与等の取扱いについて必要な事項を定めることとする。

(育児休業の許可を受けた職員の給与)

第二条 育児休業の許可を受けた職員に対しても、育児休業の期間(育児休業の許可の効力が停止されている期間を除く。以下同じ。)については、給与を支給しない。

(育児休業の期間についての取扱い等)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)

第十六条の四第二項の規定の適用については、育児休業の期間は、在職期間でないものとする。

第四条 育児休業の許可を受けた職員が職務に復帰したときは、当該育児休業の期間の二分の一に相当する期間(以下この項において「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日

又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至つた日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。  
2 前項の規定により給料月額を調整された職員のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる職員については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

第五条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)第九条第四項の規定の適用については、育児休業の期間は、

同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

## (人事委員会への委任)

第六条 この条例の施行に必要な事項は、人事委員会が定める。

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県訓令第三号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

## 訓 令

命

この条例は、公布の日から施行する。  
る期間を除く。)については、給与を支給しない。

## 附 則

## 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（育児休業の許可を受けた職員の給与）

第十六条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）の許可を受けた職員に対しても、育児休業の期間（育児休業の許可の効力が停止されてい

## 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第Ⅳ系関係）」に改め、同表の第一中33を35とし、22から32までを1ずつ繰り下げ、同表の21中「及び専従休職中」を「、専従休職中及び育児休業中」に改め、同表中21を23とし、20の次に21及び22として次のように加える。

この訓令は、附則  
昭和五十一年四月一日から施行する。

21 育児休業許可（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）第3条第2項の規定により育児休業を許可する場合）

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第3条第2項の規定により……年……月……日まで育児休業を許可する

22 育児休業期間延長（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第4条第3項の規定により育児休業の期間を延長する場合）

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第4条第3項の規定により育児休業の期間を…年…月…日まで延長する

○ 辞令書等の職欄に記載する。

○ 辞令書等のその他の欄に記載する。